

半田市がん検診等実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として実施するがん検診等について、必要な事項を定めるものとする。

（検診の内容）

第2条 検診の種類、検査項目及び対象者は、別表のとおりとする。

2 前項の対象者は、半田市内に住所を有する者に限るものとする。

3 受診料については、別に定める。

（実施機関）

第3条 市長は、検診の実施を医療関係団体（以下「実施機関」という。）に委託するものとし、実施機関が選定する検査機関（以下「検査機関」という。）において行うものとする。

（検診の申込み）

第4条 検診を受けようとする者は、電話等により検査機関に申し込み、受診票の交付を受けるものとする。

（実施方法）

第5条 検診の実施方法は、次のとおりとする。

- （1） 検査機関は、受診票等を持参した者に検診を実施したときは、結果記録票に結果を記録するとともに、結果記録票を市に提出する。
- （2） 検査機関は、検診結果を受診者に通知するとともに、精密検査の必要があると認めるときは、精密検査の受診を勧奨する。
- （3） 市は、受診者の継続的保健指導に資するため、受診者ごとに検査記録票を作成する。
- （4） 検診の実施期間は、検査機関と調整のうえ定める。
- （5） 検診の受診回数は、同一の者に対し1年に1回を限度とする。

（受診料の免除）

第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、別表の受診料免除対象検診について受診料を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者

(2) 当該年度分市民税非課税世帯に属する者

2 前項第2号の者が、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している場合は、受診料の免除は行わないものとする。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

3 前項に規定する受診料の免除を受けようとする者は、がん検診等受診料免除申請書（様式第1）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、受診料の免除の可否を決定するとともに、その旨をがん検診等受診料免除可否決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条・第6条関係）

No.	検診の種類	検 査 項 目	対象者	受診料 免除対象検診
1	肺がん検診	問診、胸部X線直接撮影	40歳以上	
		問診、胸部CT検査	40歳以上	
		問診、喀痰細胞診検査	50歳以上	○
2	大腸がん検診	問診、便潜血検査2日法	40歳以上	○
3	胃がん検診	問診、胃部X線直接撮影	40歳以上	○
		問診、胃部内視鏡検査	50歳以上	○
4	子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部細胞診検査	20歳以上（女）	○
5	乳がん検診	問診、マンモグラフィ検査	40歳以上（女）	○
		問診、乳腺超音波検査	30歳以上39歳以下（女）	○
6	前立腺がん検診	問診、腫瘍マーカーPSA検査	50歳以上（男）	○
7	腹部検査	問診、腹部超音波検査（5臓器：肝臓、胆のう、膵臓、腎臓、脾臓）	40歳以上	
8	基本セット1	問診、胸部X線直接撮影、胃部X線直接撮影	40歳以上	○
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上	○
9	基本セット2	問診、胸部CT検査、胃部X線直接撮影	40歳以上	
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上	
10	男性がんセット1	問診、胸部X線直接撮影、胃部X線直接撮影、 腫瘍マーカーPSA検査、腹部超音波検査（5臓器）	50歳以上（男）	
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上（男）	
11	男性がんセット2	問診、胸部CT検査、胃部X線直接撮影、 腫瘍マーカーPSA検査、腹部超音波検査（5臓器）	50歳以上（男）	
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上（男）	
12	女性がんセット1	問診、胸部X線直接撮影、胃部X線直接撮影、視診・子宮頸部細胞診検査、 マンモグラフィ検査、腹部超音波検査（5臓器）	40歳以上（女）	
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上（女）	
13	女性がんセット2	問診、胸部CT検査、胃部X線直接撮影、視診・子宮頸部細胞診検査、 マンモグラフィ検査、腹部超音波検査（5臓器）	40歳以上（女）	
		胃部内視鏡検査変更分	50歳以上（女）	
14	子宮頸がん・乳がん セットA	問診、視診・子宮頸部細胞診検査、乳腺超音波検査	30歳以上39歳以下（女）	○
15	子宮頸がん・乳がん セットB	問診、視診・子宮頸部細胞診検査、マンモグラフィ検査	40歳以上（女）	○
16	骨粗鬆症検査	超音波による骨密度測定検査	40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳（女）	○

※年齢は、実施する年度末時点とする。

年 月 日

半 田 市 長 殿

申請者

住 所 半田市

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号

がん検診等受診料免除申請書

半田市がん検診等実施要綱第6条の規定により、次のとおり受診料の免除を申請します。
また、私の市民税等の課税状況及び納付状況又は生活保護世帯であることの確認調査に同意いたします。

1. 検診名（該当するものに○をつけてください。）

肺がん検診(胸部X線)		子宮頸がん検診		子宮頸がん・乳がんセットA(子宮頸部細胞診、乳腺超音波)	
肺がん検診(喀痰検査)		乳がん検診(乳腺超音波・マンモグラフィ)		子宮頸がん・乳がんセットB(子宮頸部細胞診、マンモグラフィ)	
大腸がん検診		前立腺がん検診		骨粗鬆症検査	
胃がん検診(X線・内視鏡)		基本セット1(胸部X線、胃がん(X線・内視鏡))			

(注) 免除対象外のがん検診等の種類
・肺がん検診(胸部CT検査) ・腹部検査 ・基本セット2 ・男性がんセット1
・男性がんセット2 ・女性がんセット1 ・女性がんセット2

2. 受診予定日 年 月 日

3. 免除事由（該当するものを○で囲んでください。）
・市民税非課税世帯 ・生活保護受給世帯
（市民税非課税世帯とは、同一世帯全員が非課税者をいう。）

確認者

半田市

様
(生年月日 年 月 日生)

半田市長 印

がん検診等受診料免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請があった受診料の免除について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1. 免除の可否 免除する 免除しない
(免除しない場合にあっては、その理由を記載する。)

2. 受診料を免除する検診 (○印)

肺がん検診(胸部X線)		子宮頸がん検診		子宮頸がん・乳がんセットA(子宮頸部細胞診、乳腺超音波)	
肺がん検診(喀痰検査)		乳がん検診(乳腺超音波・マンモグラフィ)		子宮頸がん・乳がんセットB(子宮頸部細胞診、マンモグラフィ)	
大腸がん検診		前立腺がん検診		骨粗鬆症検査	
胃がん検診(X線・内視鏡)		基本セット1(胸部X線、胃がん(X線・内視鏡))			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

半田市 職員確認印	
--------------	--